

議案第 18 号

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

亀山市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年亀山市条例第85号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(償還等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p><u>(亀山市災害弔慰金等支給審査委員会)</u></p> <p>第16条 <u>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、法第18条の規定により、亀山市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 委員会は、委員5人以内で組織する。</u></p> <p><u>3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。</u></p> <p><u>(1) 医師</u></p> <p><u>(2) 弁護士</u></p> <p><u>(3) その他市長が必要と認める者</u></p> <p><u>4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期</u></p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>[条を加える。]</p>

<p><u>間とする。</u></p> <p><u>5 委員は、再任されることができる。</u></p> <p><u>6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第17条 [略]</p>	<p>(委任)</p> <p>第16条 [略]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後最初に委嘱され、又は任命される委員の任期は、この条例による改正後の第16条第4項の規定にかかわらず、令和10年3月31日までとする。  
(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 亀山委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表亀山市文化芸術推進審議会委員の項の次に次のように加える。

<p>亀山市災害弔慰金等支給審査委員会委員</p>	<p>日額 23,600円</p>
---------------------------	-------------------